

法曹養成制度の経緯と現状について

法務省大臣官房司法法制部

第1 経緯について

- 1 司法試験の合格者数の推移（資料1）
- 2 臨時司法制度調査会意見書（昭和39年8月）（資料2）
- 3 法曹基本問題懇談会における意見（昭和63年3月）（資料3）
- 4 司法試験制度改革に関する基本的合意（平成2年10月）（資料4）
- 5 司法試験制度と法曹養成制度に関する合意（平成9年10月）（資料5）
- 6 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）（資料6）
- 7 司法制度改革推進計画（平成14年3月）（資料7）
- 8 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の導入（資料8）
- 9 新たな法曹養成制度導入後の司法試験合格者数の推移等（資料9ないし11）

第2 新たな法曹養成制度に対する主な指摘について

司法制度改革審議会意見書（資料6）

「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」（67ページ）

- 1 法科大学院の数や入学定員が、新たな法曹養成制度を設計した時の想定を超えており、多すぎるとの指摘（資料 1 2, 2 4）
- 2 法科大学院の入学者について、社会人経験者や法学部以外の他学部出身者の割合が当初に比べて減少しているとの指摘（資料 1 6, 2 2, 2 4）
- 3 一部の法科大学院の入学者選抜が厳格でないとの指摘（資料 1 6, 2 3）
- 4 法科大学院間において、教育内容や水準にばらつきがあるとの指摘（資料 1 2, 1 6, 2 1, 2 4）
- 5 新司法試験の受験者である法科大学院修了生の中に、基本的な知識・理解が不十分な者がおり、一部の法科大学院における成績評価や修了認定が厳格でないとの指摘（資料 1 6, 1 7, 2 1, 2 3）
- 6 法科大学院の認証評価について、3つの認証評価機関の間でばらつきがあり、評価も適切でないものがあるとの指摘（資料 1 6, 2 4）
- 7 新司法試験については、法曹の質を維持する観点から、慎重かつ厳格な合否判定が必要ではないかとの指摘（資料 2 0, 2 2）
- 8 新司法試験の合格者である司法修習生の中に、基本法の基礎的な知識・理解が不十分な者がいるとの指摘（資料 1 8, 1 9, 2 2, 2 4）

以 上